

関東学院大学体育施設使用管理規程

(昭和51年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学体育館及びグラウンド等体育施設（以下「体育施設」という。）の使用管理及び運営に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 体育施設は、体育・スポーツ活動を通して心身を鍛錬し、本学の教育目的の達成に資するために使用する。

(使用管理)

第3条 体育施設の使用管理の所管は、学長とする。

(使用細則)

第4条 体育施設の使用管理を円滑に行うため、体育施設使用細則を別に定める。

(使用範囲)

第5条 体育施設の使用は、次の各号に限るものとする。

- (1) 保健体育の授業
- (2) 本学の主催する式典及び集会
- (3) 体育部連合会所属各部の課外体育活動
- (4) 一般学生のスポーツ活動
- (5) 体育部連合会及び各運動部の主催並びに共催する体育大会
- (6) 教職員のスポーツ活動
- (7) その他、地域社会への開放及び奉仕等で、学長が適当と認める体育・スポーツ活動

(使用許可)

第6条 前条第3号から第7号までの使用については、正課体育実技の授業に支障のない範囲で許可するものとする。

(使用手続)

第7条 体育施設の使用手続は、次のとおりとする。

- (1) 体育部連合会所属の各部は、年度始めに、年間使用計画表を学生生活課に提出するものとする。
- (2) 学生団体若しくは学生が使用したい場合は、原則として1箇月前までに所定の使用願を学生生活課に提出するものとする。
- (3) 教職員が使用したい場合は、原則として1箇月前までに、所定の使用願を庶務課に提出するものとする。
- (4) 学外者が使用を希望する場合は、原則として1箇月前までに、所定の使用願を庶務課に提出するものとする。

2 本学が緊急又は特別の事由で使用する場合は、前各号にかかわらず、体育施設の使用許可を取り消すことがある。

(使用制限)

第8条 体育施設は、原則として次の場合は、使用できない。

- (1) 日曜日、祝日及び大学所定の休業日
- (2) 施設・設備の改修日
- (3) その他、学長が必要と認めた場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、学長が許可した場合は、休日、休業日に使用することができる。

(使用時間)

第9条 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、使用時間を延長することができる。

- (1) 金沢八景キャンパスは、午前8時から午後9時30分まで（第5条第4号又は第7号による使用にあたっては、午前9時から午後5時まで）
- (2) 金沢文庫キャンパスは、午前8時から午後8時まで（第5条第4号又は第7号による使用にあたっては、午前9時から午後5時まで）

(遵守事項)

第10条 体育施設を使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 十分な準備運動を行い、事故を未然に防ぐように努めること。
- (2) 体育施設内の設備・備品及び用具を、無断で使用又は変更しないこと。

(3) 品位と清潔を旨とし、喫煙及び飲食をしないこと。

(4) 建物や備品を破損しないこと。過失等により破損したときは、速やかに申し出ること。(これによって生じた損害額を弁償しなければならない。ただし、事情により、その額を減免することがある。)

(5) その他、体育施設使用細則に定められた事項を守ること。

2 前各号に違反した学生、教職員又は団体に対しては、一定期間、体育施設の使用を禁止することがある。

(使用料金)

第11条 第7条第1項第4号に規定する学外者が体育施設を使用する場合は、使用料金を徴収する。

2 使用料金及び使用料金の納入方法は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年7月5日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月15日に改正し、2017年4月1日から施行する。